

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について（結果）
（獣医師の有効活用及び確保に関する取組）

標記については、令和 7 年地方分権改革に関する提案募集における「認定小規模食鳥処理業者の適用羽数の拡大」及び「食品衛生監視員による外部検証を可能とする規制緩和」に関する提案への対応に関連して、令和 8 年 6 月 4 日付け健生食監発 0604 第 3 号にて調査を依頼し、回答いただいたところです。

その結果をとりまとめましたので、別添のとおりお知らせいたします。

引き続き、貴自治体において公衆衛生獣医師の有効活用としての効果的かつ効率的なと畜検査及び食鳥検査の実施並びに公衆衛生獣医師の確保のための取組を検討する際の参考としてご活用いただきますようお願いいたします。

なお、前回調査の結果（令和 6 年 3 月 27 日付け健生食監発 0327 第 4 号）と比較して、下記の傾向が見られました。

記

1 と畜検査等の円滑な実施のための取組について

- （1）と畜検査において検査結果入力システムを導入したタッチパネル等の IOT を利用している自治体は 38 自治体であり、前回調査（35 自治体）より増加した。また、生体検査や枝肉検査等現場における検査のいずれかに補助者を導入していた自治体は 38 自治体であった。
- （2）精密検査において、検査手技部分を食肉衛生検査所以外の検査室で実施していると回答したのは 7 自治体、検査手技部分をと畜検査員以外の者が実施していると回答したのは 19 自治体の、計 22 自治体であり、前回調査（22 自治体）と同じ結果であった。

2 食鳥検査等の円滑な実施のための取組について

食鳥検査等の円滑な実施のための取組については、今回調査から新たに調査対象としたものである。

- (1) 食鳥検査のうち生体検査や脱羽後検査等現場における検査を円滑にするための取組を実施している自治体は1自治体であった。
- (2) 微生物検査等、試験の検査手技部分を食鳥検査員以外の者が実施していると回答したのは14自治体であった。

3 公衆衛生獣医師の確保のための取組について

インターンシップ制度について、73自治体（前回調査時62自治体）、初任給等調整制度で66自治体（前回調査時56自治体）、採用試験日の複数設定で65自治体（前回調査時48自治体）、採用説明会の開催で72自治体（前回調査時61自治体）が導入済みであり、全体的に増加が見られた。

なお、今回調査では、新たに食鳥処理場を所管する自治体を調査対象に追加したことから、調査対象自治体数は87自治体（前回調査時79自治体）と前回調査から8自治体増加しており、前回調査との単純比較はできない点に留意が必要である。

別紙：「令和7年の地方から提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r07/k_tb_r7_honbun_1.pdf

参考：「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」（抜粋）

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課乳肉安全係
電話：03-5253-1111 内線（2476）

公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査結果

1. と畜検査及び食鳥検査等の円滑な実施のための取組について

(1) と畜検査（現場における検査）について

と畜場を所管する 79 自治体のうち、と畜検査のうち生体検査や枝肉検査等現場における検査（以下「現場検査」という。）を円滑にするための取組を実施している自治体は 55 自治体であった。

その内、38 自治体が検査結果入力システムを導入したタッチパネル等 I O T の利用をしていた。また、38 自治体が現場検査のいずれかに補助者（民間人（と畜場の従業員など）又はと畜検査員以外の自治体職員で、検査結果の記録など、と畜検査員の円滑な検査の実施を補助する者）を導入していた。

ア. I O T の利用について

具体的な取組内容としては、33 自治体がタッチパネルやタブレットを使用して現場検査結果を入力、記録するというもので、4 自治体が音声によるものであった。また、導入を検討しているのは 9 自治体であった。それらの取組の効果として、取組を行った自治体の全てが、検査結果の集計作業にかかる人員と時間の削減ができた（20 自治体）ことや、現場検査における情報共有や結果記録が容易になった等現場検査の効率化が図ることができた（26 自治体）ことなどの効果があったと回答した。また、生産者等への情報還元の迅速化や、検査員が検査に専念できる体制の構築等の効果も挙げられた。一方で、25 自治体が、そのシステム改修や機器の維持にかかるコストや、現場環境を考えるとタッチパネル等機器の耐水性の面で不安があること、故障した場合の修理等の対応が求められることなどを課題として回答した。また、導入しない理由については、現状の体制で対応可能であり必要性を感じないから（15 自治体）、予算が確保できないから（5 自治体）等が挙げられた。

イ. 補助者の導入について

現場検査において補助者を導入していたのは、38 自治体であり、導入を検討しているのは 4 自治体であった。補助者はと畜検査員の監督の下、業務を行っており、主な業務としては、検査結果の記録入力作業や内臓等の配置を変えるなどの検査補助等が挙げられた。

検査の各段階における、補助者導入自治体数や補助者業務の具体的な内容等は以下の表のとおりである。

なお、補助者の導入について、維持コストや技術習得に時間を要することが課題として挙げられた。また、導入しない理由については、現状の体制で必要と感じないから（31 自治体）、処理頭数が少ないから（4 自治体）等が挙げられた。

<補助者の導入について>

検査	自治 体数	補助者の主な業務内容 () 内は導入自治体数。複数回答あり	主な効果 () 内は回答自治体数。複数回答あり
生体 検査	4	・ 検査結果の記録 (4) ・ 検査時の対象動物の保定 (1)	・ 安全で確実な検査の実施 (1) ・ と畜検査の負担軽減 (4)
解体 前検 査	3	・ 検査結果の記録 (3)	・ と畜検査の負担軽減 (3)
白物 検査	23	・ 内臓の配置変え等検査準備 (11) ・ 検査結果の記録 (10) ・ 検査保留とした内臓の確保等 (2) ・ 内臓の廃棄 (3) ・ 検印の押印 (3)	・ 十分な検査時間の確保 (4) ・ と畜検査の負担軽減・効率化 (16) ・ 配置すると畜検査員の削減 (2)
赤物 検査	24	・ 内臓の配置変え等検査準備 (12) ・ 検査結果の記録 (10) ・ 検査保留とした内臓の確保等 (2) ・ 内臓の廃棄 (3) ・ 検印の押印 (3)	・ 十分な検査時間の確保 (4) ・ と畜検査の負担軽減・効率化 (16) ・ 配置すると畜検査員の削減 (3)
頭部 検査	15	・ 検査結果の記録 (7) ・ 頭部の配置変え等検査準備 (7) ・ 検印の押印 (3)	・ 十分な検査時間の確保 (2) ・ と畜検査の負担軽減・効率化 (11) ・ 配置すると畜検査員の削減 (1)
枝肉 検査	36	・ 検印の押印 (27) ・ 検査結果の記録 (8) ・ 枝肉の配置変え等検査準備 (3) ・ 疾病部位の除去の補助 (1)	・ 十分な検査時間の確保 (3) ・ と畜検査の負担軽減・効率化 (26) ・ 配置すると畜検査員の削減 (4)

（２） と畜検査（精密検査）について

調査対象である 79 自治体のうち、精密検査の効率的な実施のために検査手技部分を食肉衛生検査所以外の検査室で実施していると回答したのは 7 自治体、検査手技部分を臨床検査技師など、と畜検査員以外の者が実施していると回答したのは 19 自治体で、計 22 自治体が、食肉衛生検査所内・外において検査の一部をと畜検査員以外の者によって行う取組を実施していた。これら取組の導入を検討しているのは 6 自治体であった。また、上記以外の精密検査を円滑にするための取組を実施していると回答したのは 2 自治体であった。

一方、導入しない理由としては、必要性に乏しいため（34 自治体）、検査体制の確保が困難なため（5 自治体）等が挙げられた。

精密検査の効率的な実施のための具体的な取組等は以下の表のとおりである。

<精密検査にかかる取組について>

取組	自治体数	具体的な実施内容 （（）内は導入自治体数。複数回答あり）	主な効果 （（）内は回答自治体数。複数回答あり）
食肉衛生検査所以外の検査室の活用	7	・ 衛生研究所等で病理検査や理化学検査（動物用医薬品、農薬）を実施（3） ・ 家畜保健衛生所で B S E スクリーニング検査等を実施（1）	・ 他の業務に時間を費やせる等と畜検査員の負担軽減（3） ・ 新規機器等の導入や管理費の削減（3） ・ 検査精度の高度化（1）
と畜検査員以外の者が実施	19	・ 臨床検査技師や薬剤師等の試験検査業務従事職員が検査の一部又は全部を実施（9） ・ 検査補助員として試験検査従事経験を有する会計年度職員等の雇用等を実施（3） ・ 最終判断までの前処理（細菌培養、培地作成や病理切片作成等）を実施（3）	・ 他の業務に時間を費やせる等と畜検査員の負担軽減・人数削減（16） ・ 臨床検査技師等検査実施者から新たな技術を習得できた（1）
その他	2	・ 検査機器の洗浄や培地作成等検査準備（2） ・ と畜場から検査室までの検体搬送（1）	・ と畜検査員の業務負担の軽減・時間の効率化（2）

（３） と畜場の衛生監視指導（例：外部検証）について

と畜場の所管する 79 自治体のうち、衛生監視指導の効率的な実施のために、ＩＯＴを利用している自治体は 7 自治体であった。そのいずれも、検証結果の入力や集計にタブレットを使用していた。同様の取り組みの導入を検討している自治体は 16 自治体であった。

補助者の導入については、2自治体が取り組んでおり、2自治体が導入を検討中であった。

微生物検査における細菌培養など、試験の検査手技部分をと畜検査員以外の者が実施する取組については、15自治体が実施していた。

外部検証の通知改正（令和8年3月26日付け健生発0326第12号）を受け、現場検査及び記録検査の頻度の見直しについては、15自治体が実施しており、18自治体が見直しを検討していた。

衛生監視指導の効率的な実施のための具体的な取組等は以下の表のとおりである。

＜衛生監視指導にかかる取組について＞

取組	自治体数	具体的な実施内容 （（）内は導入自治体数。複数回答あり）	主な効果 （（）内は回答自治体数。複数回答あり）
IOTの利用	7	・タブレットやアプリ等を用いた検証結果の入力、集計等（7）	・作業時間の短縮、効率化（6） ・施設側が結果を即時に確認できるようになったことによる改善対応の迅速化（1）
補助者の導入	2	・衛生監視における集計（1） ・微生物検査の器具準備及び片づけ等の補助（1）	・業務負担の軽減・時間の効率化（2）
と畜検査員以外の者が実施	15	・臨床検査技師や薬剤師等が検査の一部または全部を実施（8） ・登録検査機関や衛生研究所職員が微生物検査や理化学検査の一部を実施（2） ・試験検査従事経験を有する会計年度職員等が検体採取の補助等を実施（2）	・と畜検査員の業務負担の軽減（13） ・臨床検査技師等検査実施者から新たな技術を習得するなど検査体制の充実（1）
頻度見直しの実施	15	・現場検査の頻度を低減（2日に1回実施、週1回実施、指摘数の少ない工程のみ低減等）（5） ・記録検査の頻度を低減（年4回実施）（1）	・業務負担の軽減・時間の効率化（12）

（4）食鳥検査（現場における検査）について

食鳥処理場を所管する50自治体のうち、食鳥検査のうち生体検査や脱羽後検査等現場における検査（以下「現場検査」という。）を円滑にするための取組を実施している自治体は1自治体であり、検査結果入力システムを導入したタッチパネル等IOTの利用をしていた。また、補助者を導入している自治体はなかった。

ア. IOTの利用について

1自治体がタッチパネルによる検査入力システムを導入しているとの回答であり、手書きの検査

結果をシステムに入力する時間を短縮できたとの効果があったと回答した。また、1自治体が導入を検討中であった。導入しない理由については、必要性を感じないから（10自治体）、予算が確保できないから（3自治体）、処理羽数が少ないから（2自治体）等が挙げられた。

イ. 補助者の導入について

食鳥検査については、補助者を導入している自治体はなかった。導入しない理由としては、現行の検査体制で対応可能であり補助者の必要性を感じていないこと（11自治体）、補助者を導入しても食鳥検査員の負担軽減や検査の効率化に十分な効果が見込まれないこと（5自治体）、処理羽数が少なく導入の必要性が低いこと（2自治体）等が挙げられた。

（５） 食鳥処理場の衛生監視指導（例：外部検証）について

食鳥処理場の所管する50自治体のうち、衛生監視指導の効率的な実施のために、IOTを利用している自治体はなかった。また、3自治体が導入を検討中であった。

補助者の導入については、7自治体が取り組んでおり、2自治体が導入を検討中であった。

微生物検査における細菌培養など、試験の検査手技部分を食鳥検査員以外の者が実施する取組については、14自治体が実施していた。

外部検証の通知改正（令和8年3月26日付け健生発0326第12号）を受け、現場検査及び記録検査の頻度の見直しについては、10自治体が実施しており、12自治体が見直しを検討していた。

衛生監視指導の効率的な実施のための具体的な取組等は以下の表のとおりである。

＜衛生監視指導にかかる取組について＞

取組	自治体数	具体的な実施内容 （（）内は導入自治体数。複数回答あり）	主な効果 （（）内は回答自治体数。複数回答あり）
IOTの利用	0		
補助者の導入	7	・ 結果集計や記録入力（6） ・ 検体の採材（3）	・ 業務負担の軽減・時間の効率化（5）
と畜検査員以外の者が実施	14	・ 臨床検査技師や薬剤師等が検査の一部または全部を実施（7） ・ 登録検査機関や衛生研究所職員が微生物検査や理化学検査の一部を実施（3） ・ 試験検査従事経験を有する会計年度職員等が検体採取の補助等を実施（1）	・ 業務負担の軽減・時間の効率化（11）
頻度見直しの実施	10	・ 現場検査の頻度を低減（隔日で実施、月1回実施、3ヶ月に1回実施等）（4）	・ 業務負担の軽減・時間の効率化（5）

		・微生物検査の頻度を低減（１）	
--	--	-----------------	--

２．公衆衛生獣医師の確保のための取組について

（１）獣医師の採用活動について

調査対象である 87 自治体のうち、獣医師の採用活動の対象について、公衆衛生獣医師のみを対象として実施していたのは 28 自治体であり、家畜衛生獣医師も含めた獣医師を対象として実施していたのは 57 自治体であった。インターンシップ制度については 73 自治体の実施していた。また、初任給等調整制度は 66 自治体、採用試験日の複数設定は 65 自治体、採用説明会の開催は 72 自治体の実施していた。一方で、これらの取組を導入しないと回答した自治体の主な理由として予算の確保が困難であること、対応できる人員の不足等が挙げられた。

（２）採用活動における効果のあった取組について

効果のあった採用活動の具体的な取組とその回答自治体数などは以下の表のとおりであった。

<表：効果のあった採用活動の具体的な取組等について>

取組	自治体数	代表的な具体的効果 （ ）内は回答自治体数	代表的な効果を期待して工夫した点（ ）内 は回答自治体数
インターン シップ制度	73	・受講者が採用試験を受験し職員となる等受験者の増加につながった(26) ・公務員や職務内容への理解が深まった(16)	・実務研修を増やす、公衆衛生と家畜衛生を盛り込む等カリキュラムを工夫(16) ・旅費宿泊費等の補助(10) ・募集案内を県 HP や獣医系大学にて周知(1)
奨学金制度	33	・受験生や採用者の確保(22)	・大学を通じた制度周知(3) ・対象者・学年の拡大(5) ・貸与額の増額(4)
初任給等調 整制度	66	・給与面で受験生が自治体に興味をもった(6) ・受験者数の増加(11) ・職員の処遇改善(4)	・若い世代に特に手厚く支給している(1) ・他自治体と比較した支給額の増額や支給期間の延長(11)
採用試験日 の複数設定	65	・他自治体との併願や既卒者の受験等、受験者数が増加した(31) ・より多くの受験機会を提供でき、受験生の利便性が向上した(5)	・通年募集としている(8)
採用試験実 施会場の県	39	・首都圏への設置等受験生の利便性の向上により受	・東京都などの主要都市で実施(5) ・オンライン試験の導入(2)

外設置		験者数が増加(27)	・受験者の居住地で実施(1)
採用説明会の開催	72	・説明会出席者の受験者数や採用者数が増加(26) ・学生に自治体の魅力や特徴を伝えることができた(14)	・獣医系大学主催の就職説明会への参加(6) ・使用するスライドや資料、配布物に具体的な勤務状況や観光情報を盛り込む等媒体の充実(6) ・オンラインによる説明会を実施(2) ・各大学出身職員による研究室の訪問(1)
V P c a m p を通じた実習等の受入	48	・受験生や採用者の確保(13) ・業務内容や地理的な執務環境を知ってもらえることその他、ミスマッチ防止に繋がる(14)	・実務研修を増やす、施設見学、公衆衛生と家畜衛生を盛り込む等カリキュラムの工夫(10) ・VPcampのHPに募集用動画を掲載する等媒体の充実(1)
関心のある学生への個別働きかけ	47	・受験生や採用者の確保(12) ・学生のニーズにあわせた対応が可能(2)	・リモートでの体制を整備(4) ・学生の要望に応えた個別訪問(2)
受験資格年齢の引き上げ	55	・受験生や採用者の確保(27)	・県HPやハローワークに掲載した(2)
経験者採用の実施	53	・受験生や採用者の確保(21) ・即戦力になる人材の獲得(4)	・経験者採用試験は土日で実施(1)

(3) 採用後の効果のあった取組について

採用後の具体的な取組とその回答自治体数などは以下の表のとおりであった。

＜効果のあった採用後の具体的な取組等について＞

取組	自治体数	代表的な具体的効果 ()内は回答自治体数	代表的な効果を期待して工夫した点 ()内は回答自治体数
学 位 取 得 の 支 援	15	・ 職員の能力やモチベーションの向上 (3) ・ 研究に興味をもつ学生の確保 (2) ・ 研究成果の公務への活用 (2)	・ 業務内容、配属等の調整 (2)
研 修 機 会 (庁内 外) の提 供	71	・ 職員のスキルやモチベーション向上、離職防止 (38) ・ 職員交流による他分野の知見習得や人脈形成 (4)	・ 研修に積極的に参加できるような業務分担や業務量の配慮 (3) ・ 民間、大学、動物病院、研究機関などにおける外部研修の実施 (7)

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理 番号	88	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

認定小規模食鳥処理業者の適用羽数の拡大

提案団体

岡山県、福島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定小規模食鳥処理業者の特例が適用される羽数(現在年間 30 万羽)を年間 200 万羽程度まで拡大する。なお、30 万羽以上の拡大部分については、外部検証の対象としては維持する。

具体的な支障事例

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下、食鳥検査法という。)に基づく食鳥処理場においては、令和3年6月の HACCP に沿った衛生管理の制度化に伴い、HACCP に基づく衛生管理が導入され、衛生水準も向上している。さらに、同時期に食鳥検査員とは別に、自治体職員である食鳥検査員が定期的に食鳥処理場に出向き、衛生管理計画や手順書、施設の衛生管理の実施状況を直接確認したり、微生物試験を実施する外部検証制度も導入され、安全性を確保する体制が平成3年の法施行時より、向上している。

しかし、外部検証が導入されたことで、自治体には新たに業務量の増加が生じており、全国の多くの自治体で課題となっている獣医師職員の確保が困難となっていることに拍車をかける要因にもなっている。

当県では食鳥検査を指定検査機関に委任しているが、当該指定検査機関は自治体等を定年退職した獣医師を主に雇用し検査を行っており、自治体の定年延長などの影響により、検査員の確保が困難となっており、数年後には、検査体制が維持できない状況が見込まれている。

当県も、獣医師の採用が募集人数に達しないことが続き、獣医師不足に陥っており、もし指定検査機関の検査体制が破綻した場合、県内で食鳥検査が行えず、食鳥処理業者の事業がストップする事態となることから、早急に食鳥検査及び外部検証に係る獣医師業務の負担の軽減となる規制緩和が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

食鳥検査員の不足が見込まれる中、大規模処理業者における適正な食鳥検査の維持と食鳥処理業者の事業継続が可能となる。

現在は 30 万羽以下の認定小規模食鳥処理場は、検査員の検査を受けておらず、それ以上の大規模食鳥処理場は検査員の検査を受けて流通している。

年間処理数 200 万羽以下の施設は、令和5年度実績で、全国 44 施設あり、平均年間 250 日稼働し、1 日約 60 人の検査員獣医師が従事している。食鳥処理場は、と畜場とは異なり、都市部ではなく、地方でさらに山間部に設置されているケースが多く、これらの状況は地方の獣医師確保の課題と密接に関係している。逆に、人員を効率的に活用することができれば、特に地方における獣医師確保課題を一定程度解決することができると考えら

れる。

なお、県内では、大規模食鳥処理場が5か所あり、うち3か所は年間 200 万羽以下の中規模の処理場である。中規模の処理場は機械化が進んでおらず、主に手作業での外剥ぎ方式による処理で、食鳥処理衛生管理者が確認し、異常があった場合には、ほぼ全部廃棄の措置が取られている。加えて、外部検証を維持することで、食鳥検査体制の安全性は担保され则认为る。

根拠法令等

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条、第 16 条
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県、宮崎県

—

各府省からの第 1 次回答

食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならないこととされている。これは、都道府県知事が行う検査として、家畜の疾病に関する知見を有する獣医師が検査を行うことで、疾病に罹患した食鳥の流通を防止することを目的としている。

一方で、法制定時の流通実態を踏まえ、流通先が限定されており、万が一食中毒が発生した場合にも迅速に被害の拡大を防止できる、処理羽数が年間 30 万羽以下の事業所に限り、講習を受け必要な知識を持った食鳥処理衛生管理者による確認を行うことで、例外的に食鳥検査を不要としている。

このような経緯のとおり、認定小規模事業者については、流通先が限定されていることを踏まえた例外的な取扱いであり、その範囲を拡大することは適切でないと考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

処理羽数が年間 30 万羽を超える事業所についても、規模に応じて設置された食鳥処理衛生管理者による確認により異常があった食鳥をすべて取り除くことが可能であり、疾病に罹患した食鳥の流通を防止する体制は法施行以降整えられている。また、令和3年から実施されている HACCP に沿った衛生管理の制度化及び自治体職員による定期的な外部検証により、食鳥肉の安全性はさらに担保されている。法施行時の流通実態等を踏まえて年間 30 万羽以下を例外的な取扱いとされたことについて、法施行後 30 年を経過した現在の流通実態や衛生管理の向上等を鑑みれば、年間 30 万羽を根拠とする意義が薄まっていると思料する。

一方、食鳥検査員である獣医師を取り巻く状況も大きく変わり、検査員を確保することが非常に困難となっている。食鳥検査員である獣医師の派遣コストを検査手数料で賄うことができる最低限の目安として、200 万羽は必要であるとする。

食鳥処理衛生管理者により適正に管理されていることを前提に都道府県知事が認める場合は、認定小規模事業者と同様に検査省略ができる等、抜本的な規制緩和が図られなければ、食鳥検査体制の逼迫した状況の改善は困難である。

今後、持続的に食鳥検査制度を維持するためにも、食鳥検査員の負担が軽減されるよう食鳥検査体制の再構築の検討を強くお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮しつつ、是非も含め検討を求める。

各府省からの第2次回答

認定小規模事業者については、法制定時の流通実態を踏まえ、流通先が限定されており、万が一食中毒が発生した場合にも迅速に被害の拡大を防止する観点から、処理羽数を年間30万羽以下としているところ。このような経緯のとおり、認定小規模事業者については、流通先が限定されていることを踏まえた例外的な取扱いであり、その範囲を拡大することは適切でないと考えている。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】

(54)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70)

食鳥検査(15条)については、当該検査を担う食鳥検査員として任命の対象である獣医師の確保に資するよう、都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)における獣医師の確保の参考となる事例等を調査した上で、都道府県等に令和8年度中に通知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	262	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

食品衛生監視員による外部検証を可能とする規制緩和

提案団体

福島県、全国知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則に基づく外部検証を担う都道府県職員の資格要件として、「食品衛生監視員」を追加するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則に基づく外部検証において、事業者が定める衛生管理計画及び手順書、施設の衛生管理の実施状況等を確認する都道府県職員は、「獣医師」でなければならないと規定されている。
【支障事例】
「獣医師」でなければならないと規定されているが、全国的にも獣医師職員の確保が困難となっている状況に加え、当県は定年前の中途退職者や定年間近の獣医師職員が多く、また、職員採用試験の受験者数の低迷により必要な獣医職員数を確保できない状況が続いており、このままでは公衆衛生行政の遂行に間違いなく支障が生じることとなる。
【制度改正の必要性】
獣医師確保が困難な状況が続いていることから、と畜検査や食鳥検査はもとより外部検証にまで必要数を満たす獣医師の配置ができず、その結果、衛生管理の実施状況の十分な確認ができないまま、衛生上の問題が発生する可能性がある。
【支障の解決策】
獣医師が確保できていない実態に即して、外部検証を担う都道府県職員の資格要件として、日頃から事業者に対する衛生管理の実施状況などを確認、指導している「食品衛生監視員」を追加するよう見直すことで支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

と畜検査及び食鳥検査のコア業務に、人数に限りのある獣医師職員を充てることにより、業務の持続性を担保することができる。

根拠法令等

と畜場法第 17 条及び第 17 条、と畜場法施行令第 10 条、と畜場法施行規則第 3 条第 6 項及び第 7 条第 5 項
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 38 条及び第 39 条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 25 条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 4 条第 4 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県、特別区長会

—

各府省からの第 1 次回答

と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）第 3 条第 6 項及び第 7 条第 5 項並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）第 4 条第 4 項に基づく外部検証が適切に実施されるよう、その実施者を、と畜場及び食鳥処理場の衛生管理等に係る知見を有する獣医師であると畜検査員及び食鳥検査員に限定することは妥当である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

検証対象には、施設・設備、機械・器具、薬品・洗浄剤、使用水、ねずみ・昆虫対策、廃棄物及び排水の取扱いに係る管理が含まれており、これらは、日頃、食品衛生監視員が食品関係施設等の現場において様々な工程・手順を確認し、科学的な視点で衛生指導を行っている業務である。

また、同じく検証対象である生体の管理、衛生的なと殺・解体、頭部・内臓の取扱いなどについては、作業工程の特殊性を考慮したとしても、確認する内容は汚染を拡大させないための措置や洗浄消毒、温度等の確認など食品衛生監視員でも対応が可能であると考えられる。

獣医師確保に向けた有効な手段が講じられていない状況の中で、地方において今後、ますます確保が難しくなる獣医師職員の負担軽減が図られることが見込まれることから、是非前向きに御検討いただきたい。

なお、全ての項目での代替が難しい場合、日頃、食品衛生監視員が確認・指導を行っている項目について、食品衛生監視員による補助や代替が可能であれば、その旨を明確化するなど、支障軽減に資する代替措置を御検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

本提案は、全国的にも獣医師職員の確保が困難となっていることから、と畜検査及び食鳥検査について、食品衛生監視員も外部検証に従事できるよう規制緩和を求めるものである。資格要件の規制緩和を通じて、現行の食品衛生管理の体制を維持できるよう、提案の確実な実現を強く要求する。

各府省からの第 2 次回答

と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）第 3 条第 6 項及び第 7 条第 5 項並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）第 4 条第 4 項に基づく外部検証が適切に実施されるよう、その実施者を、と畜場及び食鳥処理場の衛生管理等に係る知見を有する獣医師であると畜検査員及び食鳥検査員に限定することは妥当である。

令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】

（28）と畜場法（昭 28 法 114）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平 2 法 70）

外部検証(と畜場法施行規則3条6項及び7条5項並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則4条4項)については、当該検証を担うと畜検査員又は食鳥検査員として任命の対象となる獣医師の確保に資するよう、都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)における獣医師の確保の参考となる事例等を調査した上で、都道府県等に令和8年度中に通知する。